**大阪府中央卸売市場取引委員会の決議の取扱いに関する要綱**

（趣旨）

第１条　この要領は、大阪府中央卸売市場運営取引業務協議会規則（以下「規則」という。）第５条第７項の規定により、大阪府中央卸売市場運営取引業務協議会（以下「協議会」という。）に置く、青果取引委員会及び水産物取引委員会の取扱いを定めるものとする。

（組織）

第２条　大阪府中央卸売市場業務規程（以下「業務規程」という。）の規定により協議会の意見を聴くこととされるもののうち、次に掲げる審議は、青果取引委員会又は水産物取引委員会（以下、それぞれの委員会を「委員会」という。）が行うものとし、委員会の決議をもって協議会の決議とする。

一　業務規程第33条第４項の規定による協議会の意見聴取

二　業務規程第34条第４項の規定による協議会の意見聴取

三　業務規程第45条第４項の規定による協議会の意見聴取

附　則

この要綱は、平成17年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年６月21日から施行する。